

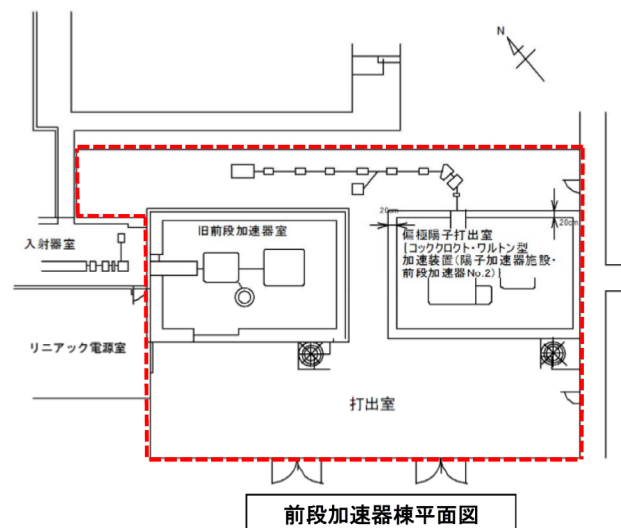
各位

令和4年 4月5日
放射線取扱主任者

陽子加速器施設（前段加速器棟）における放射性同位元素等規制法施行規則
第22条の3項の適用について

陽子加速器施設（前段加速器棟）において、放射性同位元素等規制法施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：2022年4月1日（木） から 2023年3月31日（木）まで
2. 場 所：前段加速器棟（赤点線で囲われた区域）



配布先

機構長

- （管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- （素核研）所長、副所長、事務室
- （加速器）施設長、各主幹、事務室
- （物構研）所長、副所長、事務室
- （QUP）拠点長、副拠点長、事務室
- （共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付
- （担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員